

河川・砂防の整備

1 現 状

本県には、一級河川7水系363河川、二級河川74水系193河川があります。このうち、国が一級河川7水系37河川、延長250.7kmを管理し、県は一級・二級あわせて81水系548河川、延長が2,336.1kmを管理しています。

県管理の河川では、時間雨量60ミリメートルの雨による洪水を安全に流下させることを最小限の目標として整備を進めており、平成23年度末の県管理河川における整備済延長の割合は39.0%となっています。

また、土石流危険渓流が5,648箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が10,473箇所、地すべり危険箇所が87箇所の合計16,208箇所の土砂災害危険箇所があります。これらのうち、既に保全した人家戸数の割合は、平成23年度末で25.8%となっています。

次に、県土整備部が管理するダムには、君ヶ野ダム（津市）、宮川ダム（大台町）、滝川ダム（伊賀市）があり、現在、鳥羽河内ダム（鳥羽市）が事業中です。

【参考】国が管理するダム： 蓮ダム（松阪市）

独立行政法人水資源機構が管理するダム：

青蓮寺ダム（名張市）、比奈知ダム（名張市）

【事業中】川上ダム（伊賀市）

2 課題・問題点

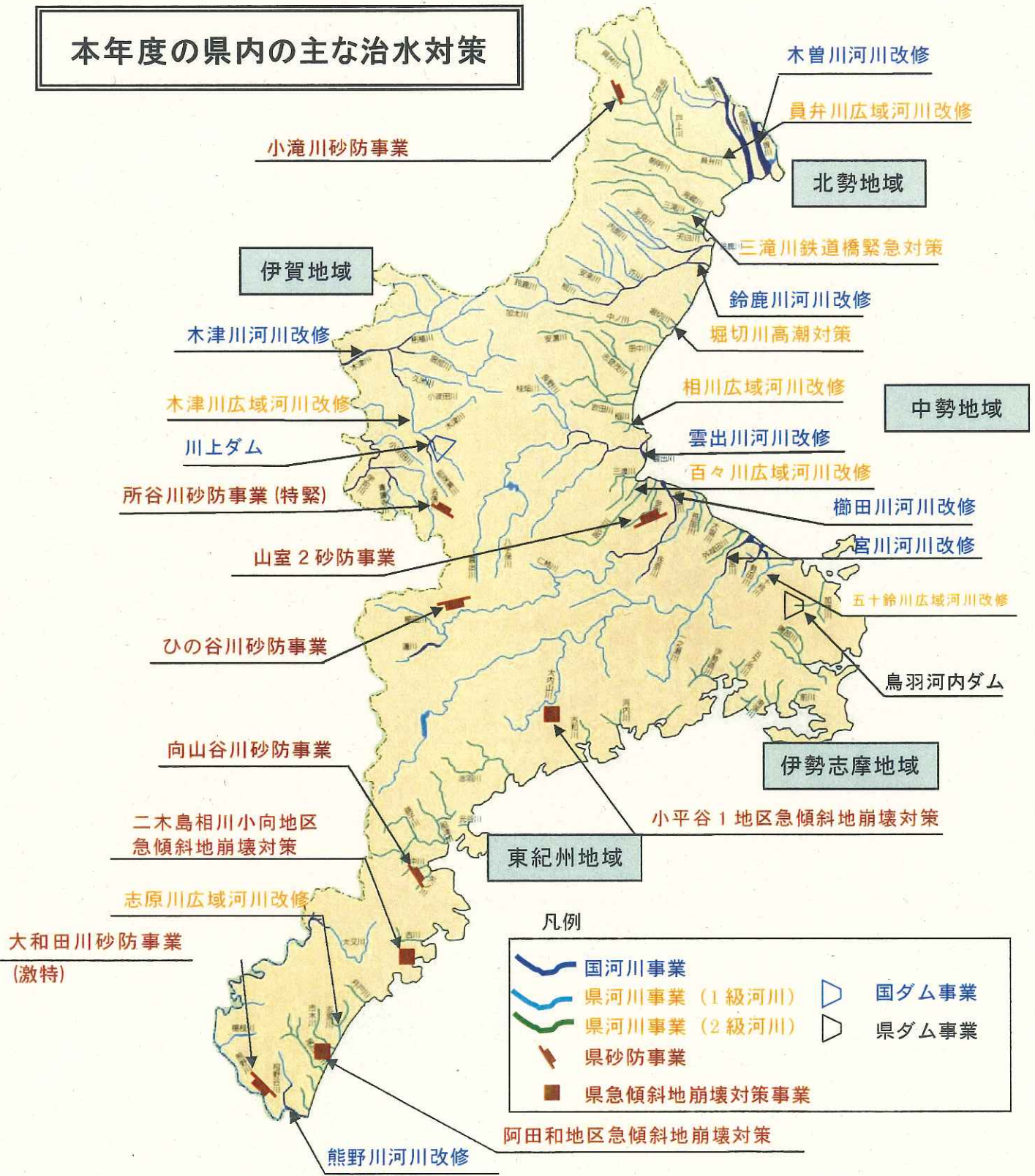
- (1) 国が管理する河川は治水上極めて重要であり、直轄事業の計画的な事業推進が必要です。
- (2) これまでの洪水・高潮対策に加え、地震・津波、堆積土砂、施設の老朽化などの新たな課題に対する取組が必要です。また、市町の防災計画の参考や住民の避難につながる情報提供が求められています。
- (3) 砂防事業は、従来からの土砂災害防止の取組に加え、土砂災害危険箇所内に立地する病院や老人福祉施設などの災害時要援護者関連施設を保全する取組や、大規模地震時に土砂災害から避難地や避難路を保全する取組が求められています。
- (4) 水資源機構が事業中の川上ダム、県が事業中の鳥羽河内ダムについては、国が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」から平成22年9月に示された「新たな基準」に基づく検証対象とされているため、それぞれ事業主体において早期に検証作業を行う必要があります。
- (5) 東日本大震災の教訓や、東海・東南海・南海地震への対応が求められている中、施設によるハード対策には限界があることから、人的被害の軽減に向けた

避難体制の整備等、ソフト対策を促進する必要があります。

3 対応方針

- (1) 直轄事業については、引き続き事業費が確実に確保されるよう、国や関係機関に働きかけていきます。
- (2) 津波や施設の老朽化への対応として、河口部付近の河川管理施設が津波に対して壊れにくい構造となるよう補強等の対策を進めます。
また、特別警戒水位の設定や浸水想定区域図を引き続き作成するとともに、わかりやすい情報提供のためライブカメラ設置の検討を進めます。
なお、県が実施する河川事業のうち、補助事業として鉄道橋・道路橋緊急対策事業（三滝川・四日市市）などを19河川で実施します。
- (3) 「災害時要援護者関連施設対策事業」や、津波浸水被害想定区域内の土砂災害危険箇所において、避難地や避難路を保全する「急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業」を実施するとともに、通常の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に努めます。
- (4) 川上ダムについては、関係機関（国、水資源機構、京都府、大阪府、伊賀市）で協議や調整を重ね、その必要性や有効性、負担の妥当性を認めて参画し推進してきた事業であることから、国等に対し、「新たな基準」に基づくダム検証を速やかに実施し、事業の完成予定工期が守られるよう働きかけていきます。
鳥羽河内ダムについては、国土交通大臣からの要請（H22.9.28）に応じ、「新たな基準」に基づく検証作業を進めていきます。
- (5) 津波から住民が迅速かつ安全に避難できるよう、避難階段にもなる堤防の管理用階段等の整備や、水門の遠隔操作化・自動化等のソフト対策を検討します。

本年度の県内の主な治水対策



凡例

	国河川事業		国ダム事業
	県河川事業 (1級河川)		県ダム事業
	県河川事業 (2級河川)		
	県砂防事業		
	県急傾斜地崩壊対策事業		

中村川災害関連事業（松阪市嬉野小原町）



鳴谷川通常砂防事業（いなべ市藤原町）



港湾・海岸の整備

1 現 状

港湾は、地域の人流・物流ネットワークの拠点として、県民生活と産業活動を支える重要な役割を果たしています。また、大規模地震時には、緊急物資等の輸送において海上輸送が重要な役割を担います。

県内には、四日市港管理組合が管理する国際拠点港湾である四日市港、県が管理する重要港湾の津松阪港、尾鷲港の2港、その他、地方港湾の17港、あわせて20港湾があります。

(注)平成23年4月1日の港湾法の改正により、「四日市港」は、「国際拠点港湾」に指定されました。

一方、本県における海岸線の延長は約1,088km(全国で8番目の長さ)で、その72%にあたる約783kmが、県土整備部の所管する海岸線となっています。さらに、そのうちの39%にあたる約307kmが、海岸保全区域として指定されています。

海岸保全施設は、高潮・高波等の海岸災害から背後の人命や財産を守る役割を担っており、長島地区海岸などで整備を進めています。

2 課題・問題点

(1)港湾施設は、計画上の耐用年数を迎える施設が急増することから、適切な更新が必要となります。また、耐震基準を満たしていない臨港道路の橋梁について対応が必要です。

(2)海岸においては、現在の海岸保全施設は、昭和28年の13号台風または昭和34年の伊勢湾台風後に築造されたものが大部分で、築後約50年が経過し、老朽化や海岸侵食等で海岸保全施設の機能低下が見られることから、高潮対策、侵食対策、老朽化対策等が必要となっています。

また、地震による液状化の発生や津波による被害を軽減するための対策が求められています。

3 対応方針

(1)施設の更新に当たっては、利用状況等を勘案し優先順位をつける等、効率的、効果的な実施に努めます。

現在、津松阪港において、老朽化した大口岸壁棧橋上部の更新工事を引き続き行っているところです。

また、橋梁の耐震点検を進め、整備計画を策定し、これに基づき耐震対策を実施していきます。

尾鷲港（耐震強化岸壁）平成24年度供用開始予定



(2) 高潮・高波に対する海岸保全施設の機能低下、海岸侵食の進行、地震による液状化等により災害の発生のおそれがある長島地区海岸、宇治山田港海岸、井田地区海岸（七里御浜海岸）等において整備を行います。

また、平成23年度までに実施した老朽化調査の結果に基づき、緊急に補強対策が必要とした200箇所について、平成27年度までに集中的に補強等を完了します。

さらに、迅速な避難行動が取れるよう、防潮扉の動力化や海岸における避難階段設置等を実施し津波被害の軽減を図ります。

宇治山田港海岸（伊勢市二見地区）

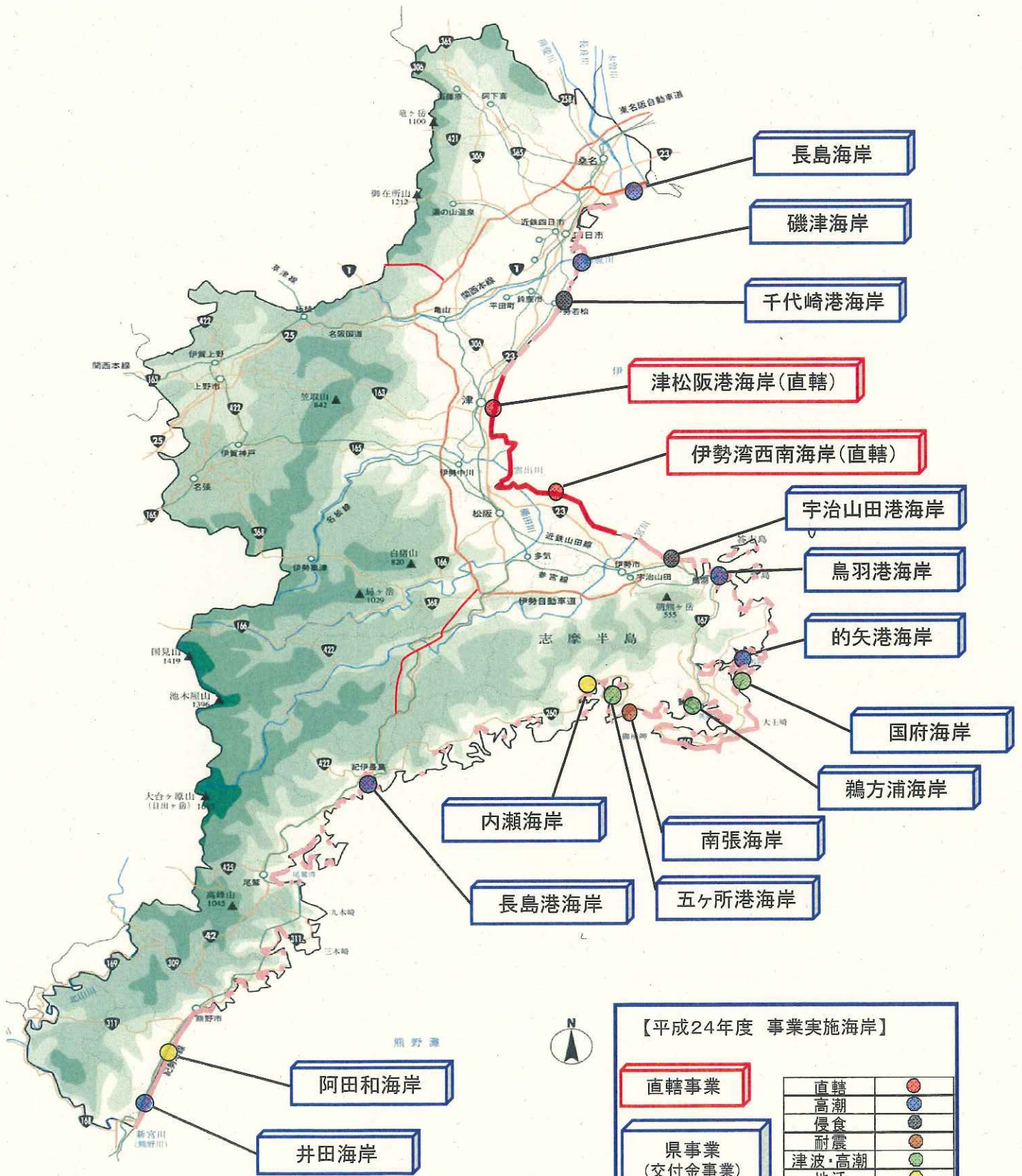


【三重県の港湾】



●	国際拠点港湾 (1)
●	重要港湾 (2)
●	地方港湾 (17)
◎	H24事業箇所
◆	耐震強化岸壁を有する港湾

【三重県の海岸】



【平成24年度 事業実施海岸】

直轄事業	直轄	●
県事業 (交付金事業)	高潮	●
	侵食	●
	耐震	●
	津波・高潮	●
	地活	●

【管理区分】

県土整備部所管海岸 ————

うち直轄事業区間 ————

河川・砂防・港湾・海岸の維持管理

1 現 状

堤防、護岸などの河川・砂防・港湾・海岸施設等は、自然災害等から人命や財産を守るための災害防止や、施設の適正な利用、施設周辺環境の保全などを図っていくために、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要となります。

河川・砂防・港湾・海岸施設等が損傷や老朽化に伴う機能低下（亀裂の発生、空洞化、操作不能など）などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないように、定期的な点検、施設や周辺環境の状況の把握などにより、適切な維持管理に取り組んでいます。また、正常な機能の維持、施設の適正な利用を確保するため、公正・公平な許認可事務を行っています。

さらに、公共施設は地域の財産であるとして、愛護の気持ちの高まりからの地域住民の清掃・美化活動などを支援する取組を行っています。

2 課題・問題点

県が管理する河川・海岸施設等は、伊勢湾台風後に建設され、老朽化に伴う機能低下などにより、修繕や更新時期を迎えたものが多くあります。

河川では河床に土砂が堆積し、洪水時の安全性を低下させている箇所が多くあり、早期の対応が求められています。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティア制度や、地域の自治会等に除草業務を委託する事業など県民との協働事業を推進することも重要です。

3 対応方針

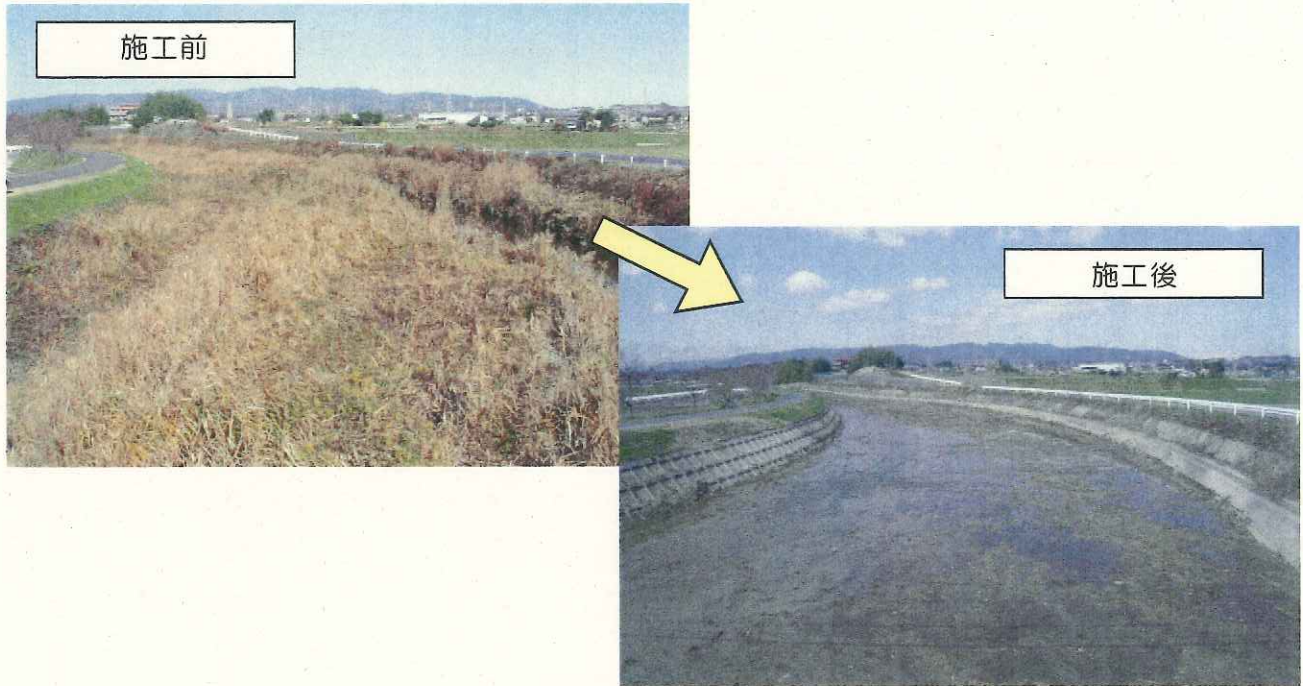
公共土木施設の本来の機能が発揮され、常時良好な状況を保つために、パトロールや点検を計画的に実施し、現状把握に努め、発見された異常及び危険箇所は必要な応急措置等を行います。また、計画的な施設修繕や更新を行い、効果的、効率的な維持管理に取り組みます。

河川に堆積した土砂の撤去については、緊急性の高い箇所から、様々な手法を組み合わせて順次進めます。

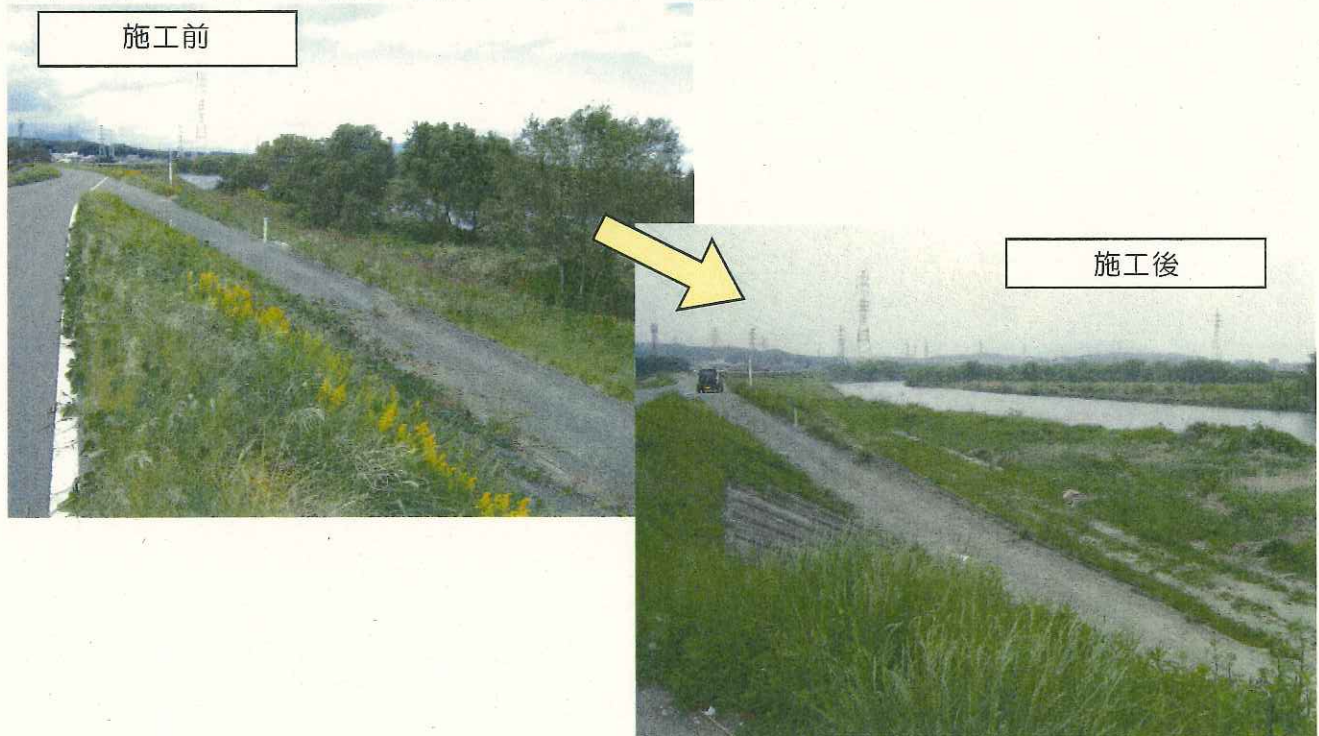
また、河川・海岸等の公共施設や空間の利用等に関する許認可について周知を図り、関係法令を遵守した許認可事務に取り組めます。

継続的かつ活発な地域住民による維持管理を進めるため、市町や関係機関などと連携し、必要な情報提供、広報などに取り組めます。

河床掘削の事例 2級河川戸上川（東員町北大社）



立木伐採の事例 2級河川員弁川（川越町当新田）



下水道の整備

1 現 状

快適な生活環境づくりや健全な水環境づくりの実現に向け、汚水処理施設の未普及地域の解消が急務となっています。このため、県内の生活排水の適正な処理の早期実現をめざして策定された「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」(環境生活部所管)に基づき、下水道事業、農業集落排水事業などにより、計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備に市町とともに取り組んでいます。

しかし、本県の下水道普及率は、全国的には未だ低位にあることから、今後も、引き続き、下水道整備を積極的に進めていく必要があります。(下水道普及率：平成6年度末10.7%全国45位、平成22年度末46.3%全国37位)。

下水道には、水域の水質をきれいに保つために、市町のわくを越え、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的とし、県が管理する流域下水道と、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市町が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある公共下水道の2つがあります。

【県の下水道事業の実施状況】

流域下水道事業(県事業)

流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、終末処理場等の整備を行っています。

本県の流域下水道は、北勢沿岸流域下水道(北部処理区・南部処理区)、中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区・松阪処理区・志登茂川処理区)、宮川流域下水道(宮川処理区)の3流域6処理区で事業を実施しており、このうち、中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)を除く5処理区を供用しています。

公共下水道事業(市町事業)

県内29市町のうち24市町(うち流域関連15市町)が下水道整備を計画し、うち23市町(うち流域関連15市町)で供用されています。また、平成24年度は15市町が下水道事業を実施します。

2 課題・問題点

下水道整備予算には、これまでの下水道整備による起債償還などにより、市町の財政負担も大きくなっています。また、人口減少や少子高齢化、国、県、市町の財政事情の悪化は、下水道の整備・管理に対して、深刻な影響があります。

このため、人口減少などの社会情勢の変化を前提とした計画に基づく、効率的かつ適正な下水道整備に取り組む必要があります。

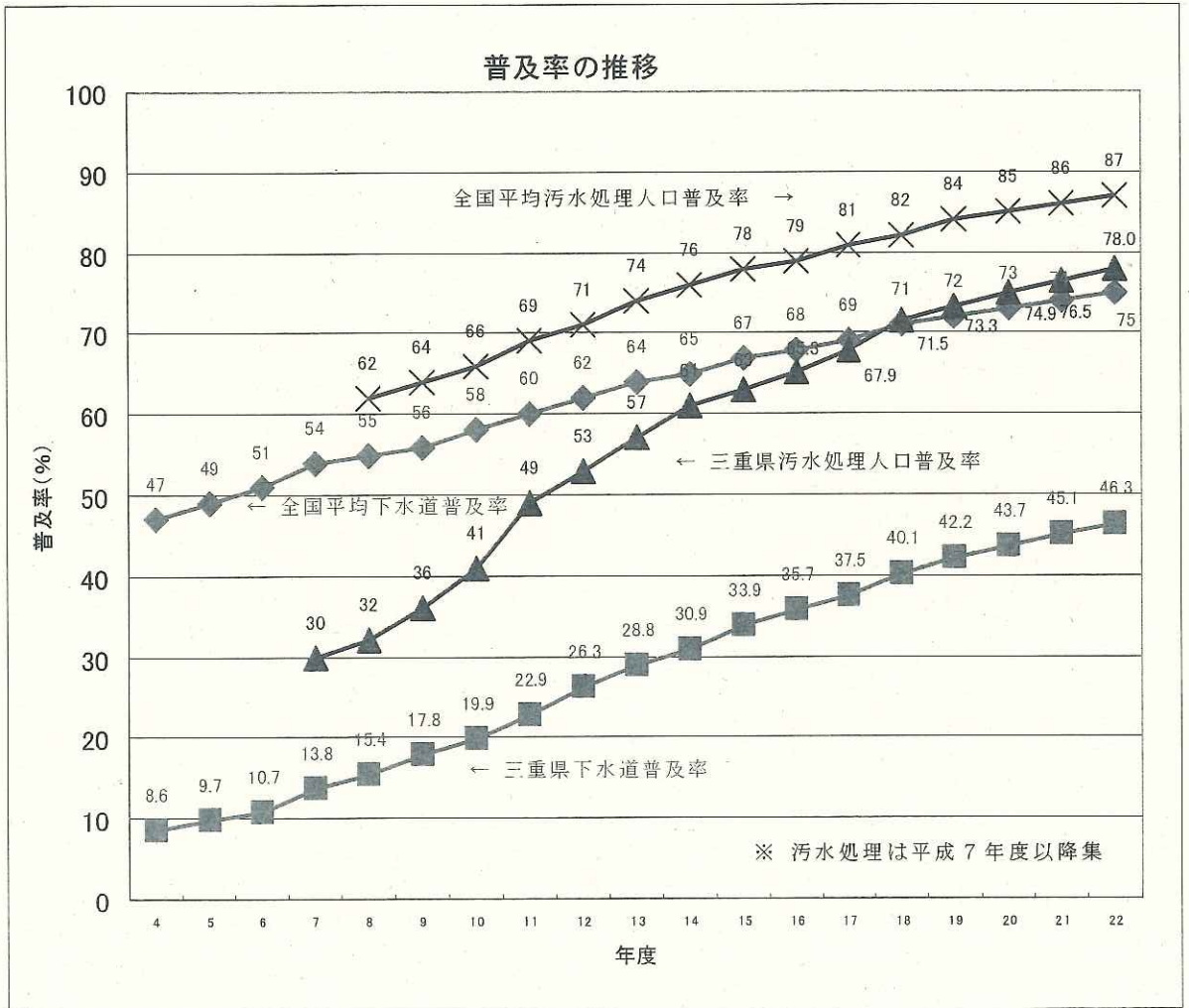
さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、下水道施設の地震・津波対策が重要となっています。

3 対応方針

地域の実情を踏まえた計画的かつ効率的な整備を図るため、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを進めるとともに、これを踏まえた適切な整備計画を立案し、下水道の整備を実施していきます。

また、これまでの下水道施設の地震対策に加えて、下水処理場等の津波対策を進めます。

【参考】

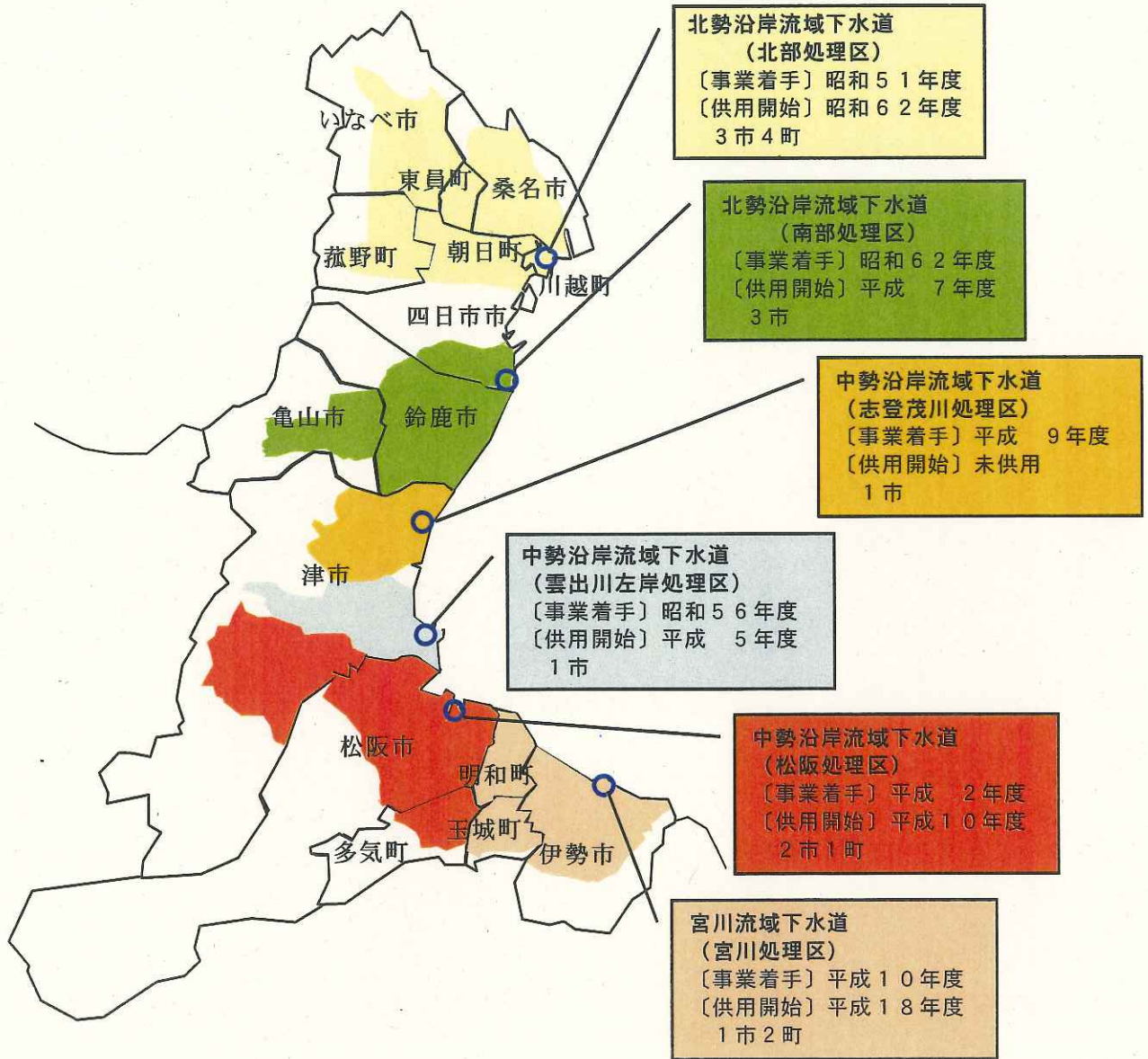


※汚水処理人口普及率 × 全国平均86.9% ▲ 三重県78.0% (平成22年度末) …第28位
(下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口÷住民基本台帳人口)

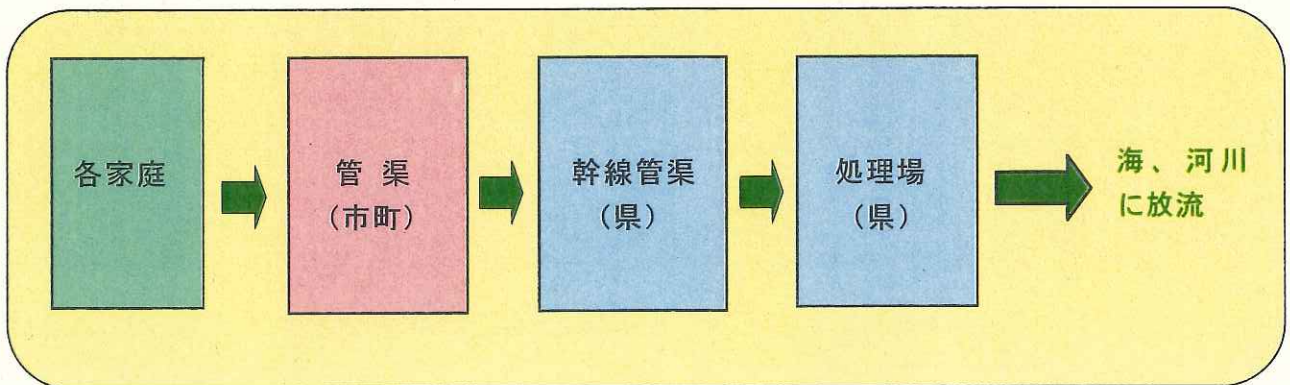
※下水道普及率 ◆ 全国平均75.1% ■ 三重県46.3% (平成22年度末) …第37位
(下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口)

※平成22年度の「汚水処理人口普及率」「下水道普及率」については、岩手県、宮城県、福島県を除いている。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ



災害復旧

1 現 状

地形、地質などの自然的条件から地震・台風・豪雨などによる災害が発生しやすい県土であるため、これらの自然災害で被害を受けた河川、道路、海岸、砂防施設、下水道等の公共土木施設について、被害原因の除去、再度災害防止の観点から災害復旧事業、改良復旧事業を実施しています。通行止めや二次被害の恐れがあるなど早急な対応が必要な箇所について、応急復旧工事を行い被災地域の早期復興、民生安定を図っています。

平成23年災害は、台風12号、15号により紀伊半島を中心に甚大な被害が発生し、公共土木施設災害は、県工事で691件、約196億円の被害が発生し、特に熊野地域では268件、約100億円の被害となりました。

また、再度災害を防止するため、未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて河川断面の拡幅や道路拡幅等を行う改良復旧事業を、県工事で12件、約66億円（うち災害費約39億円）の事業採択を受けました。

このうち熊野地域では、8件、約52億円（うち災害費約28億円）の事業採択となっています。

また、東日本大震災の教訓から大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備が必要となっています。

2 課題・問題点

県民の安全・安心の回復のためにも早期復旧に努める必要があります。現在、鋭意発注を行っているところですが、熊野地域の被災が甚大であるうえに、調査、設計などが必要な箇所等があり、平成24年4月末の時点では、県工事691件のうち、494件（71%）の発注状況となっています。

また、改良復旧事業については、調査・設計、地元調整、用地買収等が必要となります。

道路啓開については、国、県、市町、企業等で連携した迅速な対応が必要です。

3 対応方針

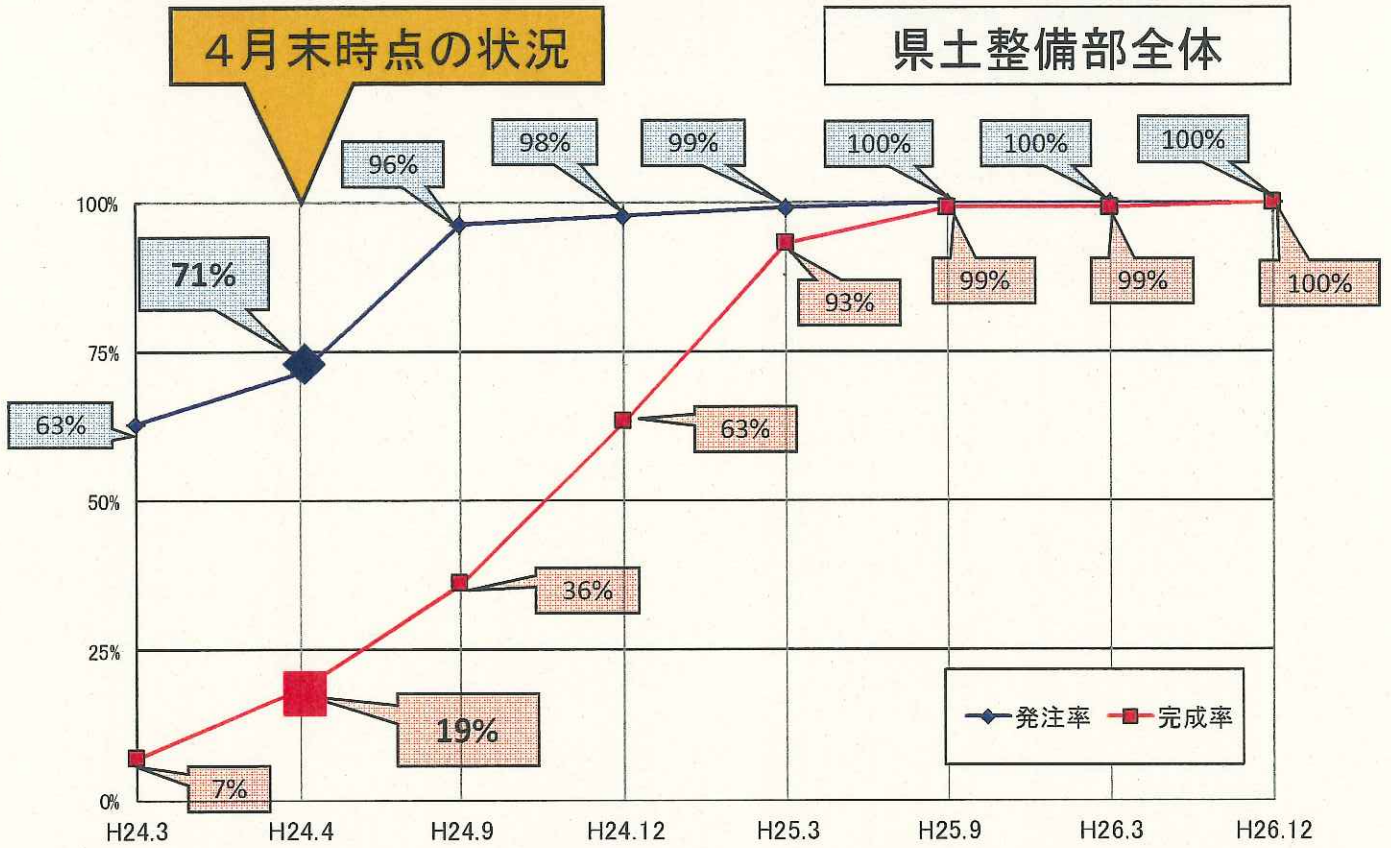
平成23年災害の一日も早い復旧に向け、計画的な工事発注を行います。

熊野地域の単独災害復旧事業について、未発注分の一部を本庁、各建設事務所が業務支援を行い、年度内にすべての工事発注を予定しており、平成24年度末には約90%が完成する見込みです。

改良復旧事業については、市町との連携を図り改良計画、用地買収の地元理解を得ることに努め、2年～4年間での完成を予定しています。

効率的かつ迅速な道路啓開を行うため、国と連携して道路啓開マップを作成します。また、これを補完するために、道路啓開基地整備（啓開作業に必要な資機材の備蓄）、道路構造強化（リダンダンシーが確保出来ない箇所について、津波に対して粘り強い道路構造への強化）、通信手段の確保（国、県、市町、企業との連絡手段として衛星携帯電話を20基配備）を行います。

紀伊半島大水害 三重県における災害復旧事業の進捗状況



		H23災全体	H24.3	H24.4	H24.9	H24.12	H25.3	H25.9	H26.3	H26.12
発注	件数	691	434	494	665	675	685	691	691	691
	発注率(件数)	—	63%	71%	96%	98%	99%	100%	100%	100%
	事業費(億円)	196	74	112	165	178	191	196	196	196
完成	件数	691	47	128	249	437	644	685	685	691
	完成率(件数)	—	7%	19%	36%	63%	93%	99%	99%	100%
	事業費(億円)	196	4	9	58	102	159	191	191	196

被災状況

主要地方道七色峡線



二級河川 井戸川



一般県道 小船紀宝線

